

## 中期目標・中期計画策定の目的と趣旨

### 1 中期目標

- 地方独立行政法人の設立団体の長に策定が義務付けられている「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」。
- 公立大学法人の中期目標期間は、6年間。
- 設立団体の長から公立大学法人に対して直接指示できる唯一の手段。
- 公立大学法人は、中期目標に従った業務運営を行う責務を負う。
- 中期目標の策定には、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要。

#### 【地方独立行政法人法】

(中期目標)

第 25 条 **設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。**これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 **設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。**

(中期目標等の特例)

第 78 条 公立大学法人に関する第 25 条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第 25 条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 公立大学法人に関する第 26 条第4項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第 78 条第2項に定める事項」とする。

## 2 中期計画

- 地方独立行政法人が、中期目標として指示された目標を達成するために定める具体的計画。
- 中期計画の策定には、地方独立行政法人の設立団体の長の認可が必要。
- 設立団体の長は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 公立大学法人の場合、中期計画の策定には議会の議決を要しないが、理事会の議決を要する（定款第16条第1項第2号）。

### 【地方独立行政法人法】

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

### 【公立大学法人福知山公立大学定款】

(議決事項)

第16条 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 中期目標についての意見(法第78条第3項の規程により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ)及び年度計画(法第27条第1項の規程により法人が定める計画をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 法の規程により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3)～(8) 略

### 3 地方独立行政法人法と中期目標（案）の関係

| 地方独立行政法人法      |   | 中期目標（案）   |
|----------------|---|---|
| —              | —   | <b>第1 基本的な目標</b><br>1 基本理念・目的<br>2 目指すべき大学像<br>3 育成する人材像  |
| 法第25条<br>第2項1号 | 中期目標の期間   | <b>第2 中期目標の期間</b>   |
| —              | —   | <b>第3 教育研究上の基本組織</b>  |
| 法第25条<br>第2項2号 | 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項                        | <b>第4 教育研究等の質の向上に関する目標</b><br>1 教育の質の向上に関する目標<br>2 研究の質の向上に関する目標<br>3 地域協働（地域貢献）の質の向上に関する目標                             |
| 法25条<br>第2項3号  | 業務運営の改善及び効率化に関する事項                                    | <b>第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b><br>1 経営体制に関する目標<br>2 組織・人事制度と人材育成に関する目標<br>3 地域に開かれた大学づくりに関する目標<br>4 大学運営の効率化・合理化に関する目標    |
| 法25条<br>第2項4号  | 財務内容の改善に関する事項   | <b>第6 財務内容の改善に関する目標</b><br>1 安定的な経営の確保に関する目標<br>2 多用な人事・給与制度の構築と導入<br>3 志願者確保に関する目標<br>4 自己財源の増加に関する目標<br>5 経費の抑制に関する目標 |
| 法78条<br>2項     | 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 | <b>第7 自己点検・評価及び情報公開に関する目標</b><br>1 設置者による評価に関する目標<br>2 自己点検及び自己評価並びに第三者評価に関する目標<br>3 情報公開と広報活動に関する目標                    |
| 法25条<br>第2項5号  | その他業務運営に関する重要事項                                       | <b>第8 その他業務運営に関する重要目標</b><br>1 コンプライアンス（法令遵守）に関する目標<br>2 施設設備の整備・管理に関する目標<br>3 安全管理に関する目標<br>4 環境への配慮に関する目標             |

#### 4 地方独立行政法人法と中期計画（案）の関係

| 地方独立行政法人法       |  | 中期計画（案）                                     |
|-----------------|--|---|
| —               | —  | 第1 中期計画の期間                                  |
| 法第26条<br>第2項1号  | 住民に対して提供するサービス<br>その他の業務の質の向上に関する<br>目標を達成するためとるべき<br>措置             | 第2 教育研究等の質の向上に関する<br>目標を達成するためとるべき措置        |
| 法第26条<br>第2項2号  | 業務運営の改善及び効率化に関<br>する目標を達成するためとるべき<br>措置                              | 第3 業務運営の改善及び効率化に関<br>する目標を達成するためとるべき<br>措置  |
|                 |  | 第4 財務内容の改善に関する目標を<br>達成するためとるべき措置           |
|                 |  | 第5 自己点検・評価及び情報公開に<br>関する目標を達成するためとるべき<br>措置 |
|                 |  | 第6 その他業務運営に関する重要目<br>標を達成するためとるべき措置         |
| 法第26条<br>第2項3号  | 予算（人件費の見積もりを含む。）<br>、収支計画及び資金計画                                      | 第7 予算、収支計画及び資金計画                            |
| 法第26条<br>第2項4号  | 短期借入金の限度額  | 第8 短期借入金の限度額                                |
| 法第26条<br>第2項4号2 | 出資等に係る不要財産又は出資<br>等に係る不要財産となることが<br>見込まれる財産がある場合には、<br>当該財産の処分に関する計画 | 第9 出資等に係る不要財産の処分<br>に関する計画                  |
| 法第26条<br>第2項5号  | 前号に規定する財産以外の重要<br>な財産を譲渡し、または担保にし<br>ようとするときは、その計画                   | 第10 重要な財産を譲渡し、又は担保<br>に供する計画                |
| 法第26条<br>第2項6号  | 剰余金の使途   | 第11 剰余金の使途                                  |
| 法第26条<br>第2項7号  | その他設立団体の規則で定める<br>業務運営に関する事項   | 第12 福知山市の規程で定める業務<br>運営に関する計画               |